

**協議第15号** 《継続協議》

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

- 1．議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2．新市の議会議員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2. 新市の議会議員の定数は、 人とする。		

現 況			具体的な調整方法
天王町	昭和町	飯田川町	
定数 20人  任期満了日 平成19年2月15日	定数 18人  任期満了日 平成17年9月29日	定数 16人  任期満了日 平成18年10月29日	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成 年 月 日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 2 新市の議会議員の定数は、 人とする。

## 議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

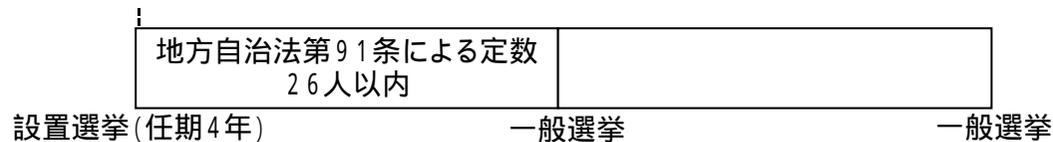
### 1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例	(単位:人)	
					人口 (平12国調)	任期
天王町	26	20	26 × 2	20	21,687	H19.2.15
昭和町	18	18		18	8,997	H17.9.29
飯田川町	18	16		16	5,027	H18.10.29
計	62	54	52	54	35,711	

### 2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。

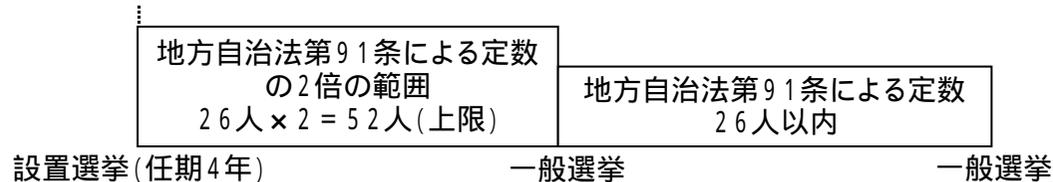
合併



### 3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。

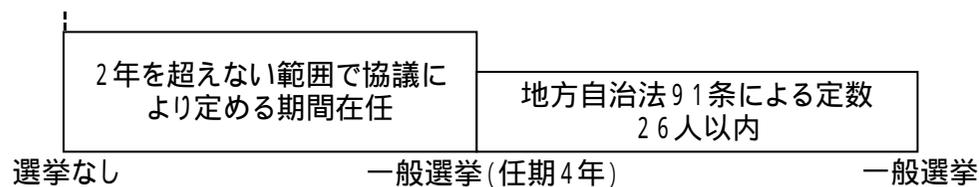
合併



### 4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。

合併



参 考 資 料

県内合併協議会 議会議員の任期の取扱い

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月までとする。  
人口 92,843人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
本荘由利一市七町合併協議会	8市町	在任	平成17年10月31日 30人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
本荘市	24人	平成19年4月29日
矢島町	16人	平成19年4月29日
岩城町	16人	平成16年7月27日
由利町	16人(14人)	平成15年12月7日
大内町	18人(16人)	平成17年9月29日
東由利町	14人	平成16年7月22日
西目町	14人	平成19年4月30日
鳥海町	16人	平成16年3月30日
計	134人(130人)	

H15.1.1選挙から14人  
H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月末日以前とする。  
人口 33,565人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年10月31日 24人	7ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
田沢湖町	20人	平成17年9月29日
角館町	20人	平成16年3月30日
西木村	16人	平成17年9月29日
計	56人	

参考資料

協議会で確認済

合併期日 平成16年11月1日とする。  
人口 24,207人 (法定数)26人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	3町村	在任	平成17年9月30日	22人 11ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
千畑町	18人(16人)	平成16年3月30日
六郷町	16人	平成19年4月30日
仙南村	16人	平成17年9月29日
計	50人(48人)	

H15.1.1選挙から16人

協議会で協議中

合併期日 平成17年3月31日以内とする。  
人口 58,504人 (法定数)30人

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	在任特例期間
湯沢雄勝合併協議会	4市町村	在任	平成17年9月30日	30人 6ヶ月

	現在の議員定数	任期満了日
湯沢市	24人	平成19年4月29日
稲川町	20人	平成17年9月29日
雄勝町	18人	平成16年4月14日
皆瀬村	14人	平成19年4月29日
計	76人	

**協議第16号** 《継続協議》

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年11月28日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目
調整の内容	<p>1. 新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>2. 新市の選挙による委員の定数は、 人とする。また農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による選任による委員の定数は、 人とする。</p>	

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日	* 任期満了日 平成17年7月19日
農地面積 (ha) 1,499	農地面積 (ha) 977	農地面積 (ha) 648	
農家数 (戸) 726 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 766 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	農家数 (戸) 362 (平成12年2月1日現在農林業センサス)	

区 分		選任方法等	定 数	任 期	根 拠 法 令
新市に1つの委員会を置く 場合	原 則	新たに選挙する	条例で定める数	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	特 例	右記の定数を超えるときは、合併関係市町村の選挙による委員で互選する	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項

在任特例の場合

【参考】合併後の農業委員会の委員

選挙による委員 《32人》

\*現在の3町の農業委員が、合併の日から1年を超えない範囲で引き続き在任する。  
「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号」

天王町 10人  
昭和町 11人  
飯田川町 11人

選任による委員 《8人以内》

\*現在の委員は合併前日に失職し、新たに選任する。  
「農業委員会等に関する法律第12条第1項」

農業協同組合が推薦した理事 2人  
農業共済組合が推薦した理事 1人  
市議会が推薦した学識経験者 5人以内

参考資料

県内合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議会で確認済

農業委員会選挙人名簿数 34,857人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
大曲仙北合併協議会	8市町村	在任	平成17年7月19日	40と30人

2つの農業委員会 旧市町村ごとに選挙区を設ける

大曲市・中仙町・仙北町・太田町 40人+(7)  
 神岡町・西仙北町・協和町・南外村 30人+(7)  
 選挙による人数 + 選任委員

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
大曲市	22人	17人	3人	2人	平成17年7月19日
神岡町	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
西仙北町	16人	13人	1人	2人	平成17年7月19日
中仙町	20人	14人	4人	2人	平成17年7月19日
協和町	15人	12人	1人	2人	平成17年7月19日
南外村	14人	10人	2人	2人	平成17年7月19日
仙北町	17人	12人	3人	2人	平成17年7月19日
太田町	18人	12人	4人	2人	平成17年7月19日
計		100人			

協議会で協議中

農業委員会選挙人名簿数 7,411人(平成14年3月31日)

合併協議会名	市町村数	適用特例	適用状況	選挙による委員
田沢湖・角館・西木合併協議会	3町村	在任	平成17年7月19日	20人

	委員定数合計	選挙による委員	議会推薦	農協・共済推薦	任期満了日
田沢湖町	19人	14人	3人	2人	平成17年7月19日
角館町	16人	11人	3人	2人	平成17年7月19日
西木村	15人	10人	3人	2人	平成17年7月19日
計		35人			

協議会で確認済 横手平鹿合併協議会

在任特例を適用  
選挙区を設ける

平成17年7月19日  
選挙による委員 40人

協議会で確認済 湯沢雄勝合併協議会

在任特例を適用  
選挙区を設ける

平成17年7月19日  
選挙による委員 30人

## 農業委員会調整会議による農業委員会の 定数及び任期の取扱いについて（案）

### （会議の経緯）

1. 日時 平成15年8月7日（金） 午後3時
2. 場所 昭和町役場第4会議室
3. 出席者 天王町、昭和町、飯田川町各農業委員会会長 3名、会長職務代理者 3名  
各町農業委員会事務局長 3名、事務局員 3名 計 12名
4. 案件 町村合併に基づく農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- （法）農業委員会等に関する法律  
（施）農業委員会等に関する法律施行令

農業委員会の数について 1つ （法第3条第1号）

### （検討事項）

1. 委員の任期について 平成17年7月19日までとする。  
理由： 現委員の任期は3町とも同一であり、全国統一選挙の平成17年7月19日までとする。

2. 農業委員の定数（選挙委員） 20人以内（法7条1号、施第2条の2）  
理由： 地区の農家数1,854戸を、秋田県における選挙委員一人当りの平均農家数93戸で割って算出した。

3. 農業委員の定数（選任委員） 6名  
理由： この管内に秋田みなみ、あきた湖東と農協は2つあるので2名（法第12条第1号）決定  
共済組合は秋田地域農業共済が1つであり1名（法第12条第1号）決定  
市議会が推薦した学識経験者として旧町から各1名の3名とする。（法第12条第2号）5名以内

4. 選挙区について 3選挙区（法第10条の2、施第5条）  
理由： 農地の地域的な実情を考慮し、当面は旧町単位に選挙区を設置する。  
選挙区の設置による委員の定数は、平成16年3月31日に確定する登録選挙人の人数により調整する。  
将来は1つの選挙区とする方向で検討する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>3. 在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。<br/>ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定する登録選挙人の数により調整する。</li></ol> |
|--|

**協議第32号**

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年1月23日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。  
(1) 2町以上で共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。  
(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。

平成 年 月 日確認

# 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 15

協議事項	公共的団体等の取扱い	関係項目
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2町以上で共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。</p>	

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
<p>主な公共的団体等</p> <p>天王町社会福祉協議会 天王町民生児童委員協議会</p> <p>天王町観光協会 天王町体育協会 天王町スポ - ツ少年団本部 天王町芸術文化協会 天王町婦人会 天王町婦人団体連絡協議会 天王町育英会 天王町遺族会 ふるさと天王会 天王町土地改良区</p> <p>天王町健康生活推進委員会 天王町商工会 天王町シルバ - 人材センタ - 天王町保護司会 男鹿地区天王町交通安全協会 天王町交通安全母の会 天王町防犯協会 天王町老人クラブ連合会 天王町自衛隊父兄会</p>	<p>主な公共的団体等</p> <p>昭和町社会福祉協議会 昭和町民生児童委員協議会 昭和町町内会長連絡協議会 昭和町観光協会 昭和町体育協会 昭和町スポ - ツ少年団本部 昭和町芸術文化協会 昭和町婦人会 昭和町女性団体連絡協議会 昭和町育英会 昭和町遺族会 首都圏ふるさと昭和会 昭和町土地改良区 昭和町結核予防婦人会 昭和町健康推進協議会 昭和町商工会 昭和町シルバ - 人材センタ - 昭和町保護司会 五城目地区昭和町交通安全協会 昭和町交通安全母の会 昭和町防犯協会 昭和町老人クラブ連合会 昭和町自衛隊父兄会</p>	<p>主な公共的団体等</p> <p>飯田川町社会福祉協議会 飯田川町民生児童委員協議会 飯田川町町内会長連絡協議会 飯田川町観光協会 飯田川町体育協会 飯田川町スポ - ツ少年団本部 飯田川町芸術文化協会 飯田川町婦人会</p> <p>飯田川町遺族会 ふるさと飯田川会 飯田川町土地改良区 飯田川町結核予防婦人会 飯田川町母子愛育会 飯田川町商工会 飯田川町シルバ - 人材センタ - 飯田川町保護司会 五城目地区交通安全協会飯田川支部 飯田川町交通安全母の会 飯田川町防犯協会 飯田川町老人クラブ連合会 飯田川町自衛隊父兄会</p>

### 1 公共的団体等とは

農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むすべての団体を指し、法人であるか否かは問わないとされている。

(行政実例 昭和24年1月13日)

「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。(学説「逐条地方自治法」)

「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいうのであって、公共的団体の内部組織(たとえば、役員を選任行為)には及び得ないと解すべきである。

(行政実例 昭和29年7月26日)

### 2 公共的団体等と市町村との関係

地方自治法第157条第1項で、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定しており、市町村長に、公共的団体等に対する総合調整権を付与している。

### 3 市町村合併に際しての公共的団体等の取扱い

合併する市町村単位で、各種の公共的団体等が存続することは、一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、合併特例法第16条第8項は、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」と規定している。

協議第33号

文化振興事業の取扱いについて

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年1月23日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

- 1．文化祭については、当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。
- 2．文化財保護審議会については、新市において設置する。
- 3．指定文化財については、新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 26

協議事項	文化振興事業	関係項目	
調整内容	1. 文化祭については、当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。 2. 文化財保護審議会については、新市において設置する。 3. 指定文化財については、新市に引き継ぐ。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
<b>文化祭</b>	主催：天王町  協賛：なし  期日：毎年10月最終週の金曜・土曜・日曜 会場：公民館、保健センター、福祉センター 図書館	主催：昭和町、昭和町教育委員会  協賛：芸術文化協会、あきた湖東農協、  期日：毎年10月末から11月上旬 会場：農村環境改善センター	主催：飯田川町、飯田川町教育委員会、 町芸術文化協会 協賛：あきた湖東農協、町商工会、 婦人会 期日：毎年10月末 会場：公民館、体育館、公民館前駐車場	当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。
<b>文化財保護審議会</b>	定数：10名 任期：2年	定数：10名 任期：2年	定数：5名 任期：2年	新市において設置する。

# 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	文化振興事業			関係項目	
	現 況				
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	具体的な調整方法	
<b>指定文化財</b>	<p><b>国指定文化財</b></p> <p>【国指定重要無形民俗文化財】</p> <p>とうこやさかじんじゃさいとうにんぎょうじ ・ 東湖八坂神社祭統人行事</p> <p style="text-align: right;">以上1点</p> <p><b>県指定文化財</b></p> <p>な し</p> <p><b>町指定文化財</b></p> <p>きたのじんじゃあくでん ・ 北野神社奥殿</p> <p>えま まつ たか、 そうふれん ず きんたいばし ・ 絵馬 松に鷹、想夫恋の図、錦帯橋、 かわなかしまかせん ず けい てん 川中島合戦の図（計4点）</p> <p>こくいんごじょうしよ けんちしよ ・ 黒印御定書 ・ 検地書</p> <p>さんじゅうさんばんかんのんひ き ・ 三十三番観音碑（14基）</p> <p>ちようずばち ぐんせいりん ・ 手水鉢 ・ カシワの群生林</p> <p>あまご せきぞう はたはたづか ぼらづか ・ 雨乞いの石像 ・ 鱒塚 ・ 鰯塚</p> <p>いたひ じぞうぼさつ ・ 板碑（地蔵菩薩）</p> <p>ごりんとう かたぶね きょうじ ・ 五輪塔 ・ 潟船 ・ ナマハゲ行事</p> <p>こまいぬ はじきつぼかた ど き ・ 柏犬 ・ 土師器壺型土器</p> <p>ぐんせいりん たいりょうくようとう ・ サイカチの群生林 ・ 大漁供養塔</p> <p>もちばた あきたすぎ ・ 餅肌の秋田杉</p> <p style="text-align: right;">以上22点</p>	<p><b>国指定文化財</b></p> <p>【国指定重要有形民俗文化財】</p> <p>はちろうがたぎょうりょうく ・ 八郎瀧漁撈用具</p> <p style="text-align: right;">以上1点</p> <p><b>県指定文化財</b></p> <p>こがら きんぎんもくめたんめいししょうあみでんべえさく ・ 小柄 金銀空目鍛銘正阿弥伝兵衛作</p> <p>つば ちくりんもうこのずめいあきたすみしげく ・ 鐺 竹林猛虎之図銘秋田住重具</p> <p>はちろうがたしゆつど ふね ・ 八郎瀧出土 くり船</p> <p>いしかわりきのすけいせき ・ 石川理紀之助遺跡</p> <p style="text-align: right;">以上4点</p> <p><b>町指定文化財</b></p> <p>かや りょうちゅうもんづくりみんか ・ 萱ぶき両中門造民家</p> <p>すがわらげんばちおうにすずいせつ ・ 菅原源八翁日誌隨筆</p> <p>いたひ かつわりいたひ ・ 板碑（割石板碑）</p> <p>はじろめいせきしゆつど あきたかわら ・ 羽白目遺跡出土「秋田瓦」</p> <p>きょうせき ゆえんこうじょう えす ・ 経石 ・ 油煙工場の絵図</p> <p>めいじ ねんあおくぼかんないず ・ 明治9年大久保管内図</p> <p>にいせき ふなばしきょうづか ・ 新関ささら ・ 船橋経塚</p> <p>めいじてんのうあやすみどころ ・ 明治天皇御休所</p> <p>おのだちしよ ・ 御野立所</p> <p>とよかわゆでんつなほりしき ごういせき ・ 豊川油田綱堀式1号井跡</p> <p>すがわらげんばちおうふでづか ・ 菅原源八翁筆塚</p> <p>あかまつ くらまつ ほぞんじゆ けやき ・ 赤松 ・ 黒松（保存樹） ・ 櫻</p> <p style="text-align: right;">以上16点</p>	<p><b>国指定文化財</b></p> <p>【国指定重要文化財】</p> <p>しんめいしやかんのんどう ・ 神明社観音堂</p> <p style="text-align: right;">以上1点</p> <p><b>県指定文化財</b></p> <p>な し</p> <p><b>町指定文化財</b></p> <p>じごくえず しやかねはんず ・ 地獄絵図 ・ 釈迦涅槃図</p> <p>さたけよしたかこうしょうぞうが ・ 佐竹義隆公肖像画</p> <p>あぶみいちたろうおうしょうぞうが ・ 鐙市太郎翁肖像画</p> <p>つき き うわつつみしき ・ 槻の木 ・ 上堤敷のけやき</p> <p>わだいもかわしんめいしや き ・ 和田妹川神明社のもみの木</p> <p>つき き ばんれいこうとう ・ 槻の木 ・ 萬霊供養塔</p> <p>ほうきょういんどう こうまつ ・ 宝篋印塔 ・ 高札</p> <p>じょうわねんごういたひ ・ 貞和年号板碑</p> <p>さたけよしたかこうじさく にんぎょう ・ 佐竹義隆公自作の人形</p> <p>さたけよしたかこうかし とうろう ・ 佐竹義隆公下賜の燈籠</p> <p>しょういんさかやけふさつ ・ 焼印酒屋家符札</p> <p>もくぞうかんのんぞう ・ 木像観音像</p> <p>さたけはんあやすみどころあと ・ 佐竹藩御休所跡</p> <p style="text-align: right;">以上17点</p>	<p>新市に引き継ぐ。</p>	

社会教育関係事業の取扱いについて

社会教育関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年1月23日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

1. 社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。  
社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。
  - (1) 社会教育計画については、新市において策定する。
  - (2) 社会教育委員及び公民館運営審議会は、新市において設置する。
  - (3) 図書館事業については、合併時まで調整する。
  - (4) 成人式については、新市において統合し、実施する。
  - (5) 各種講座については、新市において調整する。
  
2. 社会体育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。  
社会体育については、住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりができるよう充実した環境を整備する。
  - (1) 現在、各町で行っている各種スポーツ大会については、継続して実施するが、共通する大会で、全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。
  - (2) 町民運動会については、当面、旧町地区運動会として残し、その後統合を検討する。
  - (3) 体育指導委員は、新市において設置する。
  - (4) 各種スポーツ教室及び講習会については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 24 - 28

協議事項	社会教育関係事業	関係項目	社会教育
調整内容	社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。 (1) 社会教育計画については、新市において策定する。 (2) 社会教育委員及び公民館運営審議会は、新市において設置する。 (3) 図書館事業については、合併時まで調整する。 (4) 成人式については、新市において統合し、実施する。 (5) 各種講座については、新市において調整する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
<b>社会教育計画</b>		社会教育計画 平成11年3月29日策定	社会教育計画 平成11年3月29日策定	新市において策定する。
<b>社会教育委員</b>	社会教育委員 定数:10名 任期:2年	社会教育委員 定数:10名 任期:2年	社会教育委員 定数:5名 任期:2年	新市において設置する。
<b>公民館運営審議会</b>	公民館運営審議会委員 定数:10名 任期:2年	公民館運営審議会委員 定数:10名 任期:2年	公民館運営審議会委員 定数:10名 任期:2年	
<b>図書館事業</b>	名称:天王町図書館 開館時間:火～金 9:00～18:00 11月～3月の間は17:00まで 土・日 9:00～17:00 休館日: 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日) 国民の祝祭日、年末年始 蔵書数: 71,554冊 貸出期間、貸出冊数: 14日以内、4冊まで	名称:昭和町学習館 開館時間:10:00～17:30 休館日: 毎週月曜日、国民の祝祭日 年末年始 蔵書数: 7,568冊 貸出期間、貸出冊数: 14日以内、5冊まで	名称:飯田川町公民館図書室 開館時間:8:30～17:15 休館日: 国民の祝祭日、年末年始 蔵書数: 6,986冊 貸出期間、貸出冊数: 規定なし	合併時まで調整する。

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	社会教育関係事業			関係項目	社会教育
現 況					具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町		
<b>成人式</b>	主催：天王町 実施日：8月15日 場所：天王町公民館	主催：昭和町 実施日：8月15日 場所：昭和町公民館	主催：飯田川町 実施日：8月15日 場所：飯田川町公民館	新市において、統合し実施する。	
<b>各種講座</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絵手紙教室</li> <li>・こども囲碁教室</li> <li>・家庭で楽しむ園芸</li> <li>・Hello英会話</li> <li>・さわやかコーラス</li> <li>・リクエスト教室</li> <li>・童謡を歌う教室</li> <li>・着物の着付け教室</li> <li>・パソコン教室</li> <li>・スポット教室</li> <li>・未来講座(成人教育)</li> <li>・ヤングプラザ(青年教育)</li> <li>・子育て講座(県)小学校</li> <li>・思春期講座(県)中学校</li> <li>・家庭教育学級(4学級)</li> <li>・家庭教育講演会</li> <li>・ふれあい女性学級</li> <li>・いきいき女性セミナー</li> <li>・松寿大学(高齢者学級)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たまごっこ教室</li> <li>・子育て講座</li> <li>・絵本読み聞かせ講座</li> <li>・昼の女性セミナー"キラリ"</li> <li>・女性セミナー</li> <li>・町民登山</li> <li>・教育長なんでも講座</li> <li>・韓国講座</li> <li>・初めてのパソコン講座</li> <li>・インターネットに挑戦</li> <li>・古文書解読講座</li> <li>・アンサンブル教室</li> <li>・元気塾</li> <li>・出前講座</li> <li>・湖南大学(高齢者学級)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会</li> <li>・男の料理教室</li> <li>・押し花教室</li> <li>・英会話教室</li> <li>・生き生き女性セミナー</li> <li>・ことぶき大学園(高齢者学級)</li> <li>・発明クラブ</li> </ul>	新市において調整する。	

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号24 - 28

協議事項	社会教育関係事業	関係項目	社会体育
調整内容	<p>社会体育については、住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりができるよう充実した環境を整備する。</p> <p>(1) 現在、各町で行っている各種スポーツ大会については、継続して実施するが、共通する大会で、全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。</p> <p>(2) 町民運動会については、当面、旧町地区運動会として残し、その後統合を検討する。</p> <p>(3) 体育指導委員は、新市において設置する。</p> <p>(4) 各種スポーツ教室及び講習会については、新市において調整する。</p>		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
<b>各種スポーツ大会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グランドゴルフ月例大会</li> <li>・ゲートボールリーグ戦</li> <li>・ビーチバレーボールリーグ戦</li> <li>・野球大会</li> <li>・学童相撲大会</li> <li>・ラブウォークin天王(歩こう会)</li> <li>・盆踊り大会</li> <li>・グランドゴルフ大会</li> <li>・ソフトテニス大会</li> <li>・健康マラソン大会</li> <li>・ジュニアスポーツ大会</li> <li>・家庭バレーボール大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭バレーボール大会</li> <li>・町内対抗GG大会</li> <li>・夫婦バレーボール大会</li> <li>・綱引き大会</li> <li>・バレーボール大会</li> <li>・フットサル大会</li> <li>・卓球大会</li> <li>・バスケットボール大会</li> <li>・健康づくりGG大会</li> <li>・町内対抗キンボール大会</li> <li>・スプレクキンボール大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綱引き大会</li> <li>・夫婦家庭バレーボール大会</li> <li>・子ども会ソフトボール大会</li> <li>・子ども会ビーチバレーボール大会</li> </ul>	<p>継続して実施するが、共通する大会で、全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。</p>
<b>町民運動会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 天王町</li> <li>・実施日 平成15年9月7日</li> <li>・場 所 鞍掛沼公園多目的広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 昭和町</li> <li>・実施日 平成15年6月8日</li> <li>・場 所 元木山陸上競技場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主 催 飯田川町</li> <li>・実施日 平成15年6月8日</li> <li>・場 所 飯田川小学校グラウンド</li> </ul>	<p>当面地区運動会として残し、その後統合を検討する。</p>

## 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	社会教育関係事業		関係項目	社会体育
現 況				具体的な調整方法
事務事業名	天王町	昭和町	飯田川町	
<b>体育指導委員</b>	体育指導委員 定数： 15名 任期：2年	体育指導委員 定数： 10名 任期：2年	体育指導委員 定数： 6名 任期：2年	新市において設置する。
<b>スポーツ教室・講習会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトテニス</li> <li>・ラージボール卓球</li> <li>・ミニテニス</li> <li>・バドミントン</li> <li>・ジュニアスポーツ</li> <li>・マリンスポーツ(夏期間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロビクス</li> <li>・バスケットボール教室</li> <li>・移動スポーツ教室</li> <li>・スポーツ吹矢教室</li> <li>・ミニテニス教室</li> <li>・バスケットボール審判講習</li> <li>・3B体操</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳教室</li> <li>・マリンスポーツ(夏期間)</li> </ul>	新市において調整する。

## 次回開催日について

### 第10回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 2月13日(金) 午後2時~

開催場所 昭和町農村環境改善センター

### 第11回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 2月26日(木) 午後2時~

開催場所 天王町福祉センター

### 第12回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成16年 3月26日(金) 午後2時~

開催場所 飯田川町公民館